

Sanren Topics No.2

共同研究における間接経費（産学連携推進経費）は、
0円契約でも最低9万円発生します。

岐阜大学共同研究受入細則 抜粋

第6条 規程第10条第3項の規程に基づく産学連携推進経費は、
直接経費の30%に相当する額とする。ただし、直接経費が30万円以下の場合にあっては9万円
とし、直接経費が1,000万円以上の場合にあたっては300万円とする。

（解説）

共同研究の契約締結・実施にあたっては、様々なコストが発生しています。（知財担当教員、産学連携コーディネータ、研究推進部の契約担当職員等人件費やシステムの維持管理費）。これらのコストが発生することを鑑み、共同研究における産学連携推進経費（以下、間接経費）については、直接経費の30%、直接経費が30万円以下の場合は、最低9万円を計上することになっています。

以下のようなケースでも対象となります。

直接経費が0円の場合

間接経費 **9万円**

直接経費が0円の場合でも、間接経費9万円を計上することになります。

変更契約により**契約額を増額**する場合

間接経費の最低額は **9万円**

変更契約により契約金額を増額する場合、原契約での間接経費に関わらず、変更契約での間接経費の最低額は9万円となります。

変更契約により**契約期間を延長***する場合

間接経費 **9万円**

契約期間を延長する場合でも、間接経費9万円を計上することになります。
（但し、本学の都合で期間延長する場合は除きます）

※経費の増額を伴わない契約期間の延長のみの変更契約は、契約相手方の企業としても新たな負担の増加、大学としても繁盛期における業務の逼迫に繋がりますので、原則、研究期間は厳守して頂くようにお願いします。

なお、適用除外により間接経費を免除することが出来ます。

東海国立大学機構共同研究規程 抜粋

（適用除外）

第24条 共同研究のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を共同研究者に対して適用しないことができる。

- 一 国、政府関係機関又は地方公共団体との共同研究である場合
- 二 その他特別な事情があると機構長が認めた場合

（解説）

上記、規程に該当する場合、間接経費を免除することが出来ます。実際に、相手先が国、政府関係機関又は地方公共団体、大学等研究機関において、間接経費9万円の計上が出来ない場合、間接経費を免除しています。やむを得ず、間接経費を計上出来ない場合は、下記担当までご相談下さい。

ご不明な点がございましたら、以下担当までお問い合わせください。

研究推進部研究資金支援課研究資金第一係 ✉ ksi-sikn1@t.gifu-u.ac.jp

医学部臨床研究係

✉ med-risho@t.gifu-u.ac.jp